

# 校務運営規程

## 第1章 総 則

- 第1条 広島県立庄原特別支援学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、法令及び広島県立高等学校等管理規則に従い、この規程を定める。
- 第2条 校長は、校務を司り、所属職員を監督する。
- 第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、校長に事故のあるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 第4条 部主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。
- 第5条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け事務を掌理する。
- 第6条 校長の校務及び各部の円滑な運営を図るために、広島県立高等学校等管理規則第15条及び15条の4に則り、次の主任・主事を置く。
- 学年主任、総務主任、教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、地域支援主任、教育研究主任。
- 2 主任・主事は校長が任命する。ただし、広島県立高等学校等管理規則第15条に規定する主任・主事の命免は、教育委員会の承認を得て行う。

## 第2章 校務運営会議

- 第7条 校務を円滑、適正に運営するために校務運営会議を置く。
- 2 校務運営会議は、管理職、各分掌部長、事務部からの担当者(事務主任等)、その他校長が必要と認めた人員で構成する。
- 3 総務部長は、総務主任をあてる。教務部長は、教務主任をあてる。生徒指導部長は、生徒指導主事をあてる。保健部長は、保健主事をあてる。進路指導部長は進路指導主事をあてる。地域支援部長は、地域支援主任をあてる。教育研究部長は、教育研究主任をあてる。
- 4 校務運営会議は校長が招集し、主宰する。
- 第8条 校務運営会議では、次の事項について協議する。
- ・職員会議で取り上げる事項。
  - ・学校行事に関する事項。
  - ・施設設備の充実に関する事項。
  - ・つどいの家に関する事項。
  - ・学校徴収金等に関する事項。
  - ・通学指導に関する事項。
  - ・緊急を要する事項。
  - ・その他校長が必要と認める事項。

### 第3章 職員会議

- 第9条 広島県立高等学校等管理規則第16条の二により、職員会議を置く。
- 2 職員会議では、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、意見交換などを行う。
- 第10条 職員会議は、校長が招集し、主宰する。
- 2 職員会議は、校長が必要と認めたときに、開催する。
- 3 職員会議は、常勤職員をもって構成する。ただし、必要に応じて、他の職員を参加させることができる。
- 4 職員会議で取り上げる事項については、事前に教頭に資料を提出し校務運営会議で協議し、校長が決定する。
- 5 司会は教頭・部主事が行う。
- 6 記録は教頭・部主事があたり、職員会議録に記録する。
- 7 欠席者は、後日、職員会議録を閲覧する。
- 第11条 職員会議録には、次の事項を記録する。
- ・会議実施の年月日、時刻。
  - ・職員会議で取り上げた事項及びその内容。
  - ・欠席者氏名、その他必要事項と記録者氏名。
- 2 職員会議録は、校長が確認して、教頭が保管する。

### 第4章 校務運営組織

- 第12条 校務を円滑に運営・実施するため、次の部を置く。
- 各学部、各学年、総務部、教務部、生徒指導部、保健部、進路指導部、地域支援部、教育研究部、事務部。
- 2 各学部会は、部主事が招集し、主宰する。
- 3 各分掌部に部長及び部員を置く。
- 4 各学部会、各学年会、及び各分掌部会の協議事項は、校長に報告し承認を得なければならない。
- 5 各部の校務分掌分担は、別に示す。
- 6 校務運営組織図は、別に示す。
- 第13条 分掌部長の所掌事項は、次のように定める。
- ・校長の監督を受け、当該部内の業務を遂行し、連絡調整及び指導、助言にあたる。
  - ・校務運営会議に出席し、職務を遂行する。
  - ・校務運営会議及び各部間の連絡調整を行う。
- 第14条 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連

絡調整および指導，助言にあたる。

## 第5章 各種会議等

第15条 労働安全衛生法その他の法令に基づき，職員の安全および健康を確保し，快適な職場環境の形成を促進するため，衛生委員会を置く。

詳細は，衛生委員会設置要項に拠る。

第16条 児童生徒に対する体罰並びに教職員及び児童生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

詳細は，「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」設置要項に拠る。

第17条 教職員の規範意識を高め，学校全体として不祥事の根絶に向け，教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため，不祥事防止委員会を設置する。

2 不祥事防止委員会の構成及び所掌事務は別に定める。

第18条 校務運営及び教育企画を円滑に行うために，校務運営組織図以外の各種会議を必要に応じ置くことができる。

2 各種会議の所掌事項及び構成は別に定める。

3 各種会議の協議事項は校長に報告し承認を得なければならない。

付 則 本規程は平成12年4月1日より施行する。

平成13年4月1日規程一部改正する。

平成14年4月1日規程一部改正する。

平成15年4月1日規程一部改正する。

平成16年4月1日規程一部改正する。

平成17年4月1日規程一部改正する。

平成18年4月1日規程一部改正する。

平成19年4月1日規程一部改正する。

平成20年4月1日規程一部改正する。

平成21年4月1日規程一部改正する。

平成21年5月14日規程一部改正する。

平成22年1月29日規程一部改正する。

平成23年4月1日規程一部改正する。